

	国自旅 第 153 号
	平成14年 1月18日
一部改正	平成16年 3月 2日
一部改正	平成17年 4月28日
一部改正	平成18年 9月15日
一部改正	平成19年12月28日
一部改正	平成26年 1月24日

各地方運輸局自動車(第一)部長 }
 沖縄総合事務局運輸部長 } あて

自動車交通局旅客課長

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）
 の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について

標記について、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 事前届出書の様式及び添付書類等

(1) 各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）において、別紙1(1)（道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第4条第8項第3号に基づく地方運輸局長が指定する地域にあつては別紙1(2)）の様式例に沿って事前届出書の様式を定めることとする。また、事前届出書には、次に掲げる書面を添付させるものとする。

- ① 既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力（面積及び収容余力(余裕面積)）を示す書面
- ② 営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
- ③ 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には車両の収納状況を示す平面図等の書面
- ④ 当該届出が増車の届出である場合には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）

(2) 施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき、事業計画に国土交通大臣が定める区分ごとの数を記載させる地域として地方運輸局長が指定する地域は、ハイヤー運賃を適用する地域とする。なお、地方運輸局長は、当該地域の指定をしたときは、その旨を公示するものとする。

2. 事前届出書の提出時期及び提出先

変更実施予定日の7日前までに当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄にあっては陸運事務所長を含む。）あて提出させるものとする。

3. 事前届出書の受理等

(1) 届出書の受理に当たっては、1. の添付書類の有無を確認するとともに、4. (1) 又は(2)のいずれかに該当することとなる場合には、道路運送法（以下「法」という。）第31条第1号に基づく事業改善命令の対象となる旨を説明し、必要な手続きを行った上で届出を行うよう指導することとする。

(2) 届出に係る営業区域が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている場合には、当該営業区域内の事業用自動車の合計数が増加となる届出（以下「増車の届出」という。）は受理することができないことから、当該増車の届出を行おうとする者に対して、その趣旨を明確に伝えること。ただし、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）」第3条に規定する事業用自動車に係る増車の届出については、この限りでない。

4. 事業の改善命令等

届出受理後、次の(1)又は(2)に該当する場合には、事業計画の変更命令を発動することとする。

(1) 当該届出が増車の届出であって、届出者が当該届出に係る営業区域内における一般乗用旅客自動車運送事業について法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法及びこれらに基づく命令の違反により輸送施設の停止以上の処分を受け、増車実施予定日において当該処分期間が終了していないとき。

(2) 営業所ごとに、配置車両数によって義務づけられる人数以上の有資格の運行管理者が選任されていないと認められるとき。

5. 業務の範囲を福祉輸送サービスに限定した事業を行う者の取扱い

業務の範囲を福祉輸送サービス（「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号）I. 1. (2)

に定める福祉輸送自動車を使用して、同通達Ⅰ. 1. (1)に定める要介護者等を輸送するサービスをいう。)に限定した事業を行う者(以下「限定事業者」という。)が、一般の需要に応じることができる事業用自動車(以下「一般車両」という。)を増車しようとする届出を行う場合については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、当該増車が自動車車庫の収容能力の増加を要するものである場合には、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の申請に対する処理方針」(平成13年8月29日付け国自旅第72号)別紙の7に定めるところによるものとする。

- (1) 当該限定事業者の許可に付されている業務の範囲を限定する旨の条件の解除等
 - ① 届出書に、業務の範囲を限定する旨の条件の解除を申請するものであることを明記させることとする。
 - ② 増車しようとする一般車両の数が、当該増車に係る営業区域(一般タクシーの営業区域。以下同じ。)の最低車両数以上である場合に限り、当該条件の解除を行うものとする。
 - ③ ②の条件の解除を行う場合にあっては、当該事業者の営業区域を当該増車に係る営業区域に変更することとする。なお、この場合において、届出前の事業計画における事業用自動車については、一般車両に該当しないものであることから、引き続き、業務の範囲を限定することとするが、営業区域については届出前の従前の営業区域の範囲を認めることとする。
 - ④ ②及び③については、書面によりその旨を明らかにするものとする。
- (2) 当該増車しようとする一般車両の数が最低車両数未満である場合には、許可に付されている業務の範囲を限定する旨の条件の解除を受けられないこととなるため、当該条件に違反することとなり、法第40条の規定に基づく許可の取消処分等の対象となる旨を説明し、最低車両数以上の車両数で届出を行うよう指導することとする。

附則(平成18年9月15日付け国自旅第115号改正)

改正後の5に係る規定は、平成18年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附則(平成26年1月24日付け国自旅第430号改正)

改正後の通達は、平成26年1月27日以降に申請のあったものから適用する。

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の
事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書

（道路運送法施行規則第4条第8項第3号に基づく〇〇運輸局長指定地域以外の地域）

年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿
〔 神戸運輸監理部長
 沖縄総合事務局陸運事務所長 〕

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更するので届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	・ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数
3 実施予定日	年 月 日
4 その他	〔 ・ 許可に付された業務の範囲を限定する旨の条件の解除を併せて申請します。 〕

変更に係る新旧対照表

新旧の別 種別 営業所名	新			旧		
	一般車両	特殊車両	計	一般車両	特殊車両	計

※ 種別は、一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）及び特殊車両（一般車両以外の事業用自動車）の別とする。

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の
事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書

（道路運送法施行規則第4条第8項第3号に基づく〇〇運輸局長指定地域）

年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿
 〔 神戸運輸監理部長
 沖縄総合事務局陸運事務所長 〕

住 所
 氏名又は名称
 代 表 者 名

道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更するので届出いたします。

1	氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
2	変更しようとする事項	・営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数
4	実施予定日	年 月 日
5	その他	〔 ・許可に付された業務の範囲を限定する旨の条件の解除を併せて申請します。 〕

変更に係る新旧対照表

新旧の別 種別 国土交通大臣が定める区分の別 営業所名	新					旧		
	一般車両		特殊車両	計	一般車両		特殊車両	計
	タクシー	ハイヤー			タクシー	ハイヤー		
		その他	都市型					

※ 種別は、一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）及び特殊車両（一般車両以外の事業用自動車）の別とする。

※ ハイヤーのうち、「都市型」とは、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）」第1号に規定する事業用自動車とし、「その他」とは第2号に規定する事業用自動車とする。

